

令和8年度山形県一般会計予算

令和8年度山形県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ700,284,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 税		115,300,000
	1 県 民 税	40,589,000
	2 事 業 税	25,412,000
	3 地 方 消 費 税	26,650,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,957,000
	5 県 た ば こ 税	1,124,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	95,000
	7 軽 油 引 取 税	4,297,000
	8 自 動 車 税	15,026,000
	9 鉱 区 税	2,000
	10 狩 猟 税	2,000
	11 産 業 廃 棄 物 税	146,000
2 利 子 割 清 算 金		543,000
	1 利 子 割 清 算 金	543,000
3 地 方 消 費 税 清 算 金		62,400,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	62,400,000
4 地 方 譲 与 税		26,612,497
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	24,000,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,200,000

(単位：千円)

款	項	金額
	3 委 託 金	655,290
11 財 産 収 入		2,214,913
	1 財 産 運 用 収 入	523,681
	2 財 産 売 払 収 入	1,691,232
12 寄 附 金		3,134,590
	1 寄 附 金	3,134,590
13 繰 入 金		33,033,590
	1 特 別 会 計 繰 入 金	357,131
	2 基 金 繰 入 金	32,426,459
	3 公 営 企 業 繰 入 金	250,000
15 諸 収 入		105,471,692
	1 延滞金、加算金及び過料等	64,815
	2 県 預 金 利 子	56,176
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	12,500,000
	4 貸 付 金 元 利 収 入	84,353,385
	5 受 託 事 業 収 入	2,152,320
	6 収 益 事 業 収 入	1,827,080
	8 雑 入	4,517,916
16 県 債		55,863,500
	1 県 債	55,863,500

(単位：千円)

款	項	金額
	3 石油ガス譲与税	100,000
	4 自動車重量譲与税	180,000
	6 森林環境譲与税	92,497
	7 航空機燃料譲与税	40,000
5 地方特例交付金		5,700,000
	1 地方特例交付金	5,700,000
6 地方交付税		197,500,000
	1 地方交付税	197,500,000
7 交通安全対策特別交付金		220,000
	1 交通安全対策特別交付金	220,000
8 分担金及び負担金		1,941,685
	1 分担金	1,148,788
	2 負担金	792,897
9 使用料及び手数料		6,144,264
	1 使用料	4,410,548
	2 手数料	167,426
	3 県証紙収入	1,566,290
10 国庫支出金		84,204,269
	1 国庫負担金	33,510,734
	2 国庫補助金	50,038,245

(単位：千円)

款	項	金額
歳	入	700,284,000
合	計	

款	項	金 額
1 議 会 費		1,181,624
	1 議 会 費	1,181,624
2 総 務 費		36,882,398
	1 総 務 管 理 費	19,931,257
	2 企 画 費	7,181,942
	3 徴 税 費	4,817,733
	4 市 町 村 振 興 費	833,237
	5 選 挙 費	208,273
	6 防 災 費	3,271,283
	7 統 計 調 査 費	365,477
	8 人 事 委 員 会 費	138,951
	9 監 査 委 員 費	134,245
3 民 生 費		87,132,099
	1 社 会 福 祉 費	60,270,708
	2 児 童 福 祉 費	24,632,356
	3 生 活 保 護 費	1,821,659
	4 災 害 救 助 費	407,376
4 衛 生 費		24,002,038
	1 公 衆 衛 生 費	3,387,644
	2 環 境 衛 生 費	3,210,495

(単位：千円)

款	項	金額
	3 保 健 所 費	1,674,473
	4 医 薬 費	15,729,426
5 勞 働 費		2,580,147
	1 勞 政 費	1,158,775
	2 職 業 訓 練 費	860,959
	3 失 業 対 策 費	479,390
	4 勞 働 委 員 会 費	81,023
6 農 林 水 産 業 費		41,501,896
	1 農 業 費	13,895,813
	2 畜 産 業 費	1,436,668
	3 農 地 費	17,961,135
	4 林 業 費	6,493,403
	5 水 産 業 費	1,714,877
7 商 工 費		91,606,880
	1 商 業 費	85,592,717
	2 工 鉦 業 費	4,808,552
	3 観 光 費	1,205,611
8 土 木 費		68,227,680
	1 土 木 管 理 費	4,046,182
	2 道 路 橋 り よ う 費	36,452,729

(単位：千円)

款	項	金額
	3 河川海岸費	16,987,663
	4 港湾費	5,705,902
	5 都市計画費	3,684,368
	6 住宅費	1,350,836
9 警察費		29,174,445
	1 警察管理費	27,100,719
	2 警察活動費	2,073,726
10 教育費		125,477,109
	1 教育総務費	17,381,191
	2 小学校費	37,403,534
	3 中学校費	22,394,159
	4 高等学校費	27,761,512
	5 特別支援学校費	11,173,931
	6 大学費	3,657,507
	7 社会教育費	1,545,054
	8 保健体育費	4,160,221
11 災害復旧費		19,653,271
	1 農林水産施設災害復旧費	5,548,653
	2 公共土木施設災害復旧費	14,104,618
12 公債費		96,690,802

(単位：千円)

款	項	金額
	1 公 債 費	96,690,802
13 諸 支 出 金		76,123,611
	2 公 営 企 業 貸 付 金	12,500,000
	3 利 子 割 清 算 金	432,592
	4 地 方 消 費 税 清 算 金	27,838,000
	5 利 子 割 交 付 金	384,046
	6 配 当 割 交 付 金	647,427
	7 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,086,394
	8 法 人 事 業 税 交 付 金	1,765,433
	9 地 方 消 費 税 交 付 金	31,337,000
	10 ゴルフ場利用税交付金	68,826
	11 環 境 性 能 割 交 付 金	63,893
14 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	700,284,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
給与等システム改修業務委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	22,000千円
総務事務システム改修業務委託契約	令和8年度から 令和11年度まで	209,000千円
村山総合支庁西村山地域振興局冷温水発生機更新工事請負契約	令和8年度から 令和9年度まで	70,000千円
新博物館基本計画策定支援業務委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	60,000千円
県議会議員選挙投票啓発コマercial制作等業務委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	4,000千円
県議会議員選挙公報印刷製本業務委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	5,000千円
鉄道駅バリアフリー対策事業	令和8年度から 令和9年度まで	20,000千円
庄内空港機能強化事業基本・実施設計業務委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	137,000千円
山形県消防学校温水機更新工事請負契約	令和8年度から 令和9年度まで	19,000千円
西村山地域新病院開院支援業務委託契約	令和8年度から 令和13年度まで	148,000千円
山形県立最上学園冷温水発生機更新工事請負契約	令和8年度から 令和9年度まで	38,000千円
山形県産業創造支援センター空調設備更新工事請負契約	令和8年度から 令和9年度まで	136,000千円
企業立地促進事業	令和8年度から 令和9年度まで	621,000千円
山形県産業科学館管理運営業務	令和8年度から 令和11年度まで	338,000千円

事 項	期 間	限 度 額
公益財団法人やまがた産業支援機構に対する損失補償	令和8年度から 令和19年度まで	96,000千円
次期アンテナショップ賃貸借契約	令和8年度から 令和18年度まで	1,332,000千円
離転職者職業訓練事業（長期高度人材育成コース）業務委託契約	令和8年度から 令和11年度まで	68,000千円
離転職者職業訓練事業（知識等習得コース・複数年度）業務委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	12,000千円
離転職者職業訓練事業（知識等習得コース・早期募集）業務委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	28,000千円
山形県県民の海・プール天井改修工事請負契約	令和8年度から 令和9年度まで	176,000千円
山形県郷土館及び県政史緑地管理運営業務	令和8年度から 令和13年度まで	758,000千円
山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館管理運営業務	令和8年度から 令和11年度まで	76,000千円
置賜文化ホール舞台照明設備改修工事請負契約	令和8年度から 令和9年度まで	435,000千円
農業近代化資金利子補給	令和8年度から 令和29年度まで	令和8年度融資総額 1,400,000千円の融資残高に対し、年 1.3パーセント以内の割合で計算した額
漁業近代化資金利子補給	令和8年度から 令和29年度まで	令和8年度融資総額 150,000千円の融資残高に対し、年 1.3パーセント以内の割合で計算した額
漁業監視調査船代船建造工事請負契約	令和8年度から 令和10年度まで	1,035,000千円
漁業監視調査船代船建造工事監理業務委託契約	令和8年度から 令和10年度まで	5,000千円

事 項	期 間	限 度 額
公益財団法人やまがた農業支援センターの農地売買等支援事業に対する損失補償	令和8年度から 令和47年度まで	公益社団法人全国農地保有合理化協会からの借入元金 10,000千円のうち未償還元金に相当する額
最上川下流右岸地区県営ストックマネジメント事業水管理システム更新工事請負契約	令和8年度から 令和9年度まで	160,000千円
新庄2期地区県営水利施設整備事業ポンプ設備整備工事請負契約	令和8年度から 令和9年度まで	210,000千円
新庄2期地区県営水利施設整備事業電気設備更新工事請負契約	令和8年度から 令和10年度まで	241,000千円
最上川下流左岸（京田川）地区農村地域防災減災事業排水機場新設工事請負契約	令和8年度から 令和9年度まで	200,000千円
茨野地区農村地域防災減災事業ポンプ設備及び配電盤製作据付工事請負契約	令和8年度から 令和9年度まで	200,000千円
令和8年度における日本政策金融公庫（以下「甲」という。）の公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構（以下「乙」という。）に対する造林資金貸付金に係る損失補償	甲が乙に貸付けた日から甲が補償の履行日として指定する日まで	甲からの借入元金 29,558千円のうち、最終償還期限到来後10箇月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）を経過してなお弁済されない元利金相当額（延滞金及び損失確定日以後の利子を含む。）
森林整備活性化資金利子補給	令和8年度から 令和38年度まで	令和8年度融資総額11,824千円の融資残高に対し、年1.6パーセント以内の割合で計算した額
山形県土地開発公社の融資に対する債務保証	令和8年度から 令和9年度まで	80,000千円
山形県都市公園（健康の森公園、最上中央公園）管理運營業務	令和8年度から 令和13年度まで	225,000千円
街路整備事業に係る用地取得、物件移転及び損失補償契約	令和8年度から 令和9年度まで	205,000千円

事 項	期 間	限 度 額
山形県総合運動公園総合体育館空調設備更新工事請負契約	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	140,000千円
弓張平公園パークプラザ改修工事請負契約	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	25,000千円
弓張平公園センターハウス屋上防水及び天井改修工事請負契約	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	27,000千円
一般国道287号道路改築事業弥栄橋桁製作架設工事請負契約	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	120,000千円
主要地方道山形天童線道路改築事業上乱川橋（仮称）橋梁下部工工事請負契約	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	330,000千円
一般国道112号道路施設長寿命化対策事業実生橋旧橋撤去工事請負契約	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	430,000千円
一般国道286号道路施設長寿命化対策事業棒原橋橋梁下部工工事請負契約	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	230,000千円
道路施設長寿命化対策事業橋梁補修・耐震補強工事請負契約	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	940,000千円
道路除雪作業等業務委託契約	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	990,000千円
野呂川河川整備補助事業河川改修工事請負契約	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	240,000千円
荒町川河川整備補助事業河川改修工事請負契約	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	210,000千円
荒瀬川災害復旧助成事業河川災害復旧工事請負契約	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	1,200,000千円
山形空港除雪業務委託契約	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	2,000千円
庄内空港除雪業務委託契約	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	1,000千円

事 項	期 間	限 度 額
庄内空港進入灯台更新工事請負契約	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	25,000千円
空港用化学消防車購入契約	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	291,000千円
県営住宅等管理運營業務	令和 8 年度 から 令和 13 年度 まで	2,729,000千円
県営住宅管理システム再構築及び運用管理・保守業務委託契約	令和 8 年度 から 令和 13 年度 まで	78,000千円
山形県財務会計システム改修業務委託契約	令和 8 年度 から 令和 10 年度 まで	342,000千円
県立高等学校特別教室空調設備賃貸借契約	令和 8 年度 から 令和 23 年度 まで	2,246,000千円
山形県朝日少年自然の家管理運營業務	令和 8 年度 から 令和 13 年度 まで	234,000千円
山形県生涯学習センター非常用自家発電装置更新工事請負契約	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	637,000千円
山形県朝日少年自然の家給湯管及び暖房設備改修工事請負契約	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	56,000千円
山形県教育データ利活用事業業務委託契約	令和 8 年度 から 令和 10 年度 まで	20,000千円
山形県教育センターエレベーター改修工事請負契約	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	19,000千円
山形県教育センター受変電設備更新工事請負契約	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	226,000千円
運転免許試験車両購入契約	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	47,000千円
初動捜査支援システム整備工事請負契約	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	58,000千円
自動車保管場所証明電子化システム機器賃貸借及び保守サービス契約	令和 8 年度 から 令和 13 年度 まで	149,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
空港機能強化事業	千円 26,200	借入先との協定による。	借入先との協定による。	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、又は低利債に借り替えることができる。
庁舎等整備事業	419,300			
消防学校整備事業	30,200			
総合文化芸術館整備事業	9,200			
鉄道施設等整備事業	10,600			
置賜文化ホール整備事業	423,600			
郷土館整備事業	151,800			
緊急防災・減災事業	3,331,800			
脱炭素化推進事業	1,262,200			
デジタル活用推進事業	149,400			
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	60,800			
社会福祉施設等整備事業	2,168,700			
被災者生活再建支援基金出資事業	398,300			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
こども・子育て支援事業	千円 121,700			
自然公園整備事業	3,700			
病院建設改良資金貸付事業	534,500			
産業技術短期大学校整備事業	30,300			
職業能力開発校整備事業	4,600			
農林公共事業	3,285,700			
公共農林災害復旧事業	39,200			
林道施設災害復旧事業	4,200			
農林災害復旧事業	6,500			
県有施設災害復旧事業	1,300			
家畜保健衛生所整備事業	23,200			
漁業監視調査船建造事業	238,400			
農業経営高度化支援事業	271,500			
公共施設等耐震化事業	18,600			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
計量検査装置整備事業	22,300			
高度技術研究開発センサー整備事業	31,300			
工業試験場整備事業	22,900			
土木公共事業	21,190,700			
県営住宅建設事業	80,100			
公共土木災害復旧事業 (現年)	1,874,700			
公共土木災害復旧事業 (過年)	1,894,700			
国直轄災害復旧事業	1,448,000			
土木施設災害復旧事業	987,300			
都市公園整備事業	66,600			
河川等整備事業	95,000			
山形空港施設整備事業	100,700			
自然災害防止事業	730,200			
地方道路等整備事業	2,292,200			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急自然災害防止対策事業	千円 6,271,200			
緊急浚渫推進事業	1,676,100			
学校教育施設等整備事業	887,000			
新スタジアム建設支援事業	199,100			
社会教育施設整備事業	195,000			
公共施設等適正管理推進事業	2,201,700			
交通安全施設整備事業	193,600			
警察庁舎整備事業	370,400			
防災基盤整備事業	7,200			

令和8年度山形県公債管理特別会計予算

令和8年度山形県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ176,969,839千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		96,480,839
	1 一 般 会 計 繰 入 金	96,480,839
4 県 債		80,489,000
	1 県 債	80,489,000
歳 入 合 計		176,969,839

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		176,969,839
	1 公 債 費	176,969,839
歳 出 合 計		176,969,839

令和8年度山形県市町村振興資金特別会計予算

令和8年度山形県の市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,137,214千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
2 諸 収 入		1,137,214
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,137,214
歳 入 合 計		1,137,214

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		1,137,214
	1 貸 付 金	700,000
	2 貸 付 事 務 費	995
	3 公 営 企 業 償 還 金	194,869
	4 繰 出 金	241,350
歳 出 合 計		1,137,214

令和8年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和8年度山形県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,552千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		5,577
	1 一般会計繰入金	5,577
2 繰越金		3,165
	1 繰越金	3,165
3 諸収入		19,810
	1 貸付金元利収入	12,419
	2 雑収入	7,391
歳入合計		28,552

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		28,552
	1 貸 付 金	18,448
	2 貸 付 事 務 費	10,104
歳 出 合 計		28,552

令和8年度山形県国民健康保険特別会計予算

令和8年度山形県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93,765,854千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		23,715,919
	1 負 担 金	23,715,919
2 国 庫 支 出 金		24,016,930
	1 国 庫 負 担 金	15,852,924
	2 国 庫 補 助 金	8,164,006
3 諸 収 入		41,057,254
	2 預 金 利 子	9,674
	4 雑 入	41,017,725
	5 受 託 事 業 収 入	29,855
4 繰 入 金		4,975,751
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,975,751
歳 入 合 計		93,765,854

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		93,765,854
	1 事業費支出金	93,592,835
	3 基金積立金	9,674
	4 保健事業費	155,800
	5 一般管理費	7,545
歳 出	合 計	93,765,854

令和8年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和8年度山形県の小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ445,409千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
3 繰越金		148,252
	1 繰越金	148,252
4 諸収入		201,157
	1 貸付金元利収入	189,511
	2 預金利子	289
	3 雑収入	11,357
5 県債		96,000
	1 県債	96,000
歳入合計		445,409

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入貸付費		445,409
	1 貸 付 金	144,000
	2 貸 付 事 務 費	6,528
	3 償 還 金	194,881
	4 繰 出 金	100,000
歳 出 合 計		445,409

第2表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小規模企業者等設備貸与事業貸付金	千円 96,000	証 書 借 入	独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付条件による。	独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付条件による。

令和8年度山形県土地取得事業特別会計予算

令和8年度山形県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ652,940千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
2 財 産 収 入		191,771
	1 財 産 売 払 収 入	181,463
	2 財 産 運 用 収 入	10,308
3 繰 入 金		54,010
	1 一 般 会 計 繰 入 金	54,010
4 諸 収 入		159
	1 雑 入	159
5 県 債		407,000
	1 県 債	407,000
歳 入 合 計		652,940

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
2 酒田北港地区用地取得事業費		498,835
	1 用地取得事業費	442,803
	3 開発管理費	56,032
5 公 債 費		154,105
	1 公 債 費	154,105
歳 出 合 計		652,940

第2表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
酒田北港地区用地整備事業	千円 407,000	借入先との協定による。	借入先との協定による。	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、又は低利債に借り替えることができる。

令和8年度山形県農業改良資金特別会計予算

令和8年度山形県の農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,165千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
貸付勘定
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
3 諸 収 入		1,510
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,390
	2 雑 入	120
4 繰 越 金		45,831
	1 繰 越 金	45,831
歳 入 合 計		47,341

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農業改良資金貸付費		121
	2 償 還 金	80
	3 繰 出 金	41
2 就農支援資金貸付費		47,220
	2 償 還 金	31,480
	3 繰 出 金	15,740
歳 出 合 計		47,341

業 務 勘 定
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		824
	1 一 般 会 計 繰 入 金	824
歳 入 合 計		824

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 業 務 費		824
	1 取 扱 事 務 費	824
歳 出 合 計		824

令和8年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和8年度山形県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,716千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

貸付勘定

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
3 諸 収 入		457
	1 貸 付 金 元 利 収 入	457
4 繰 越 金		49,543
	1 繰 越 金	49,543
歳 入 合 計		50,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 沿岸漁業改善資金貸付費		50,000
	1 貸 付 費	50,000
歳 出 合 計		50,000

業務勘定
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
2 繰入金		716
	1 一般会計繰入金	716
歳入合計		716

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 業務費		716
	1 取扱事務費	716
歳出合計		716

令和8年度山形県林業改善資金特別会計予算

令和8年度山形県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ229,467千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
貸付勘定
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
3 諸 収 入		45,020
	1 貸 付 金 元 利 収 入	45,020
4 繰 越 金		180,106
	1 繰 越 金	180,106
歳 入 合 計		225,126

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 林 業 改 善 資 金 貸 付 費		225,126
	1 貸 付 費	225,126
歳 出 合 計		225,126

業 務 勘 定
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
2 繰 入 金		4,340
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,340
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		4,341

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 業 務 費		4,341
	1 取 扱 事 務 費	4,341
歳 出 合 計		4,341

令和8年度山形県港湾整備事業特別会計予算

令和8年度山形県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,358,304千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		151,529
	1 使 用 料	151,529
3 繰 入 金		421,167
	1 一 般 会 計 繰 入 金	421,167
5 諸 収 入		15,608
	2 雑 入	15,608
6 県 債		5,770,000
	1 県 債	5,770,000
歳 入 合 計		6,358,304

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 管 理 費		174,475
	1 管 理 費	174,475
2 整 備 費		5,770,000
	1 整 備 費	5,770,000
3 公 債 費		413,829
	1 公 債 費	413,829
歳 出 合 計		6,358,304

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	千円 370,000	借入先との協定による。	借入先との協定による。	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、又は低利債に借り替えることができる。
地域開発事業	5,400,000			

令和8年度山形県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度山形県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|---|--------------------------|
| (1) 流域関連市町 | 村山市、天童市、東根市、尾花沢市、河北町、大石田町、南陽市、高島町、川西町、山形市、上山市、山辺町、中山町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町 | |
| (2) 年間総処理水量 | | 45,328,248m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | | 124,186m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 流域下水道事業収益		5,405,025千円
第1項 営業収益		2,528,544千円
第2項 営業外収益		2,876,481千円
	支	出
第1款 流域下水道事業費用		5,692,568千円
第1項 営業費用		5,535,266千円
第2項 営業外費用		157,302千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額638,613千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額114,487千円、当年度分損益勘定留保資金428,986千円及び繰越利益剰余金処分額95,140千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 流域下水道事業資本的収入		3,447,795千円
第1項 企業債		949,400千円
第4項 国庫補助金		1,554,035千円
第5項 他会計補助金		38,260千円
第6項 建設負担金		906,100千円
	支	出
第1款 流域下水道事業資本的支出		4,086,408千円
第1項 建設改良費		3,445,795千円
第2項 資産購入費		4,598千円
第3項 企業債償還金		636,015千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
最上川流域下水道（置賜処理区） 置賜浄化センター建設工事委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	650,000千円
最上川下流流域下水道（庄内処理区） 庄内浄化センター建設工事委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	320,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業	千円 949,400	借入先との協 定による。 工事その他の 都合により翌年 度に繰り延べて 起債することが できる。	借入先と の協定によ る。	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合によ り償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り替 えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間において相互に流用する場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 120,028千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業費用、営業外費用及び建設改良費の一部に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、555,498千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち95,140千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 95,140千円

令和8年度山形県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度山形県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 313,709千kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 電気事業収益		7,204,226千円
第1項 営業収益		6,913,830千円
第2項 営業外収益		290,396千円
	支	出
第1款 電気事業費用		5,336,833千円
第1項 営業費用		5,226,793千円
第2項 営業外費用		100,040千円
第4項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,298,206千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額349,488千円、中小水力発電開発改良積立金147,998千円、建設改良積立金3,346,998千円、過年度分損益勘定留保資金148,508千円及び当年度利益剰余金処分額305,214千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		84千円
第5項 負担金		84千円
	支	出
第1款 資本的支出		4,298,290千円
第1項 建設改良費		3,844,568千円
第5項 企業債償還金		143,340千円
第7項 繰出金		305,214千円
第9項 その他投資		2,168千円
第12項 予備費		3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
木川ダム老朽化対策工事請負契約	令和8年度から 令和15年度まで	2,919,000千円
丹南発電所(仮称)建設工事請負契約	令和8年度から 令和12年度まで	1,063,000千円
発電施設監視制御システム 更新工事請負契約	令和8年度から 令和11年度まで	1,419,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 970,460千円 |
| (2) 交際費 | 240千円 |

(利益剰余金の処分)

第8条 当年度利益剰余金のうち305,214千円は、次のとおり処分するものと定める。

- | | |
|---------|-----------|
| (1) 繰出金 | 305,214千円 |
|---------|-----------|

令和8年度山形県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度山形県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	60件
(2) 年間総給水量	16,322,266m ³
(3) 一日平均給水量	44,719m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 工業用水道事業収益		692,567千円
第1項 酒田工業用水道営業収益		414,692千円
第2項 八幡原工業用水道営業収益		101,912千円
第3項 福田工業用水道営業収益		29,817千円
第5項 営業外収益		146,146千円

支 出		
第1款 工業用水道事業費用		592,954千円
第1項 酒田工業用水道営業費用		435,984千円
第2項 八幡原工業用水道営業費用		107,346千円
第3項 福田工業用水道営業費用		45,478千円
第5項 営業外費用		146千円
第7項 予備費		4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額657,201千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額54,468千円、建設改良積立金283,947千円、過年度分損益勘定留保資金211,985千円及び当年度分損益勘定留保資金106,801千円で補填するものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		154,800千円
第2項 補助金		154,800千円

支 出		
第1款 資本的支出		812,001千円
第1項 建設改良費		784,390千円
第6項 借入金償還金		25,611千円
第12項 予備費		2,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
酒田工業用水道圧送管更新工事請負契約	令和8年度から 令和10年度まで	296,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 職員給与費 | 60,990千円 |
| (2) 交際費 | 30千円 |

(他会計からの補助金)

第8条 災害対応のため電気事業会計からこの会計へ補助を受ける金額は、55,214千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、23,037千円と定める。

令和8年度山形県公営企業資産運用事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度山形県公営企業資産運用事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 駐車場事業	年間総駐車台数	81,000台
	一日平均駐車台数	222台
(2) ゴルフ場事業	年間利用者数	28,000人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 資産運用事業収益			206,394千円
第1項 営業収益			142,807千円
第2項 営業外収益			63,587千円
	支	出	
第1款 資産運用事業費用			155,624千円
第1項 営業費用			150,011千円
第2項 営業外費用			2,613千円
第4項 予備費			3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額(翌年度以降の支出の財源に充当する額234,160千円を除く。)が資本的支出額に対し不足する額36,451千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,197千円、資産運用積立金16,928千円及び過年度分損益勘定留保資金16,326千円で補填するものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			534,160千円
第6項 貸付金償還金			234,160千円
第7項 固定資産売却代金			300,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出			336,451千円
第1項 建設改良費			35,191千円
第2項 投資有価証券			300,000千円
第9項 その他投資			260千円
第12項 予備費			1,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	200千円
(2) 交際費	30千円

令和8年度山形県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度山形県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水対象 米沢市、南陽市、高島町、川西町、山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、河北町、西川町、朝日町、大江町、最上川中部水道企業団、新庄市、金山町、真室川町、鶴岡市、酒田市、庄内町

(2) 年間総給水量 69,820,850m³

(3) 一日平均給水量 191,290m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道用水供給事業収益		6,778,806千円
第1項 置賜広域水道営業収益		1,155,124千円
第2項 村山広域水道営業収益		2,231,208千円
第3項 最上広域水道営業収益		442,020千円
第4項 庄内広域水道営業収益		1,907,419千円
第5項 営業外収益		1,043,035千円
	支	出
第1款 水道用水供給事業費用		6,503,474千円
第1項 置賜広域水道営業費用		1,189,228千円
第2項 村山広域水道営業費用		2,610,907千円
第3項 最上広域水道営業費用		438,957千円
第4項 庄内広域水道営業費用		2,024,924千円
第5項 営業外費用		219,458千円
第7項 予備費		20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,296,861千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額146,887千円、建設改良積立金941,611千円及び過年度分損益勘定留保資金1,208,363千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		1,600,000千円
第7項 固定資産売却代金		1,600,000千円
	支	出
第1款 資本的支出		3,896,861千円
第1項 建設改良費		1,615,824千円
第2項 投資有価証券		1,600,000千円
第5項 企業債償還金		663,740千円
第6項 借入金償還金		14,280千円
第9項 その他投資		17千円
第12項 予備費		3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
昭和ポンプ場監視操作盤 更新工事請負契約	令和8年度から 令和9年度まで	41,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 580,780千円 |
| (2) 交際費 | 50千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、390,123千円と定める。

令和8年度山形県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度山形県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		1,136床
(2) 年間入院患者延数		366,902人
年間外来患者延数		506,805人
(3) 一日平均入院患者数		1,005人
一日平均外来患者数		2,075人
(4) ドック利用者延数		1,802人
(5) 主要な建設改良事業		
中央病院改修事業		233,954千円
河北病院改修事業		1,254千円
西村山地域新病院整備事業		35,669千円
県立病院医療機器等整備事業		647,661千円
県立病院総合医療情報システム整備事業		3,982,621千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		44,392,450千円
第1項 医療収益		35,518,917千円
第2項 医療外収益		8,861,118千円
第3項 特別利益		12,415千円
	支	出
第1款 病院事業費用		48,865,476千円
第1項 医療費用		47,271,169千円
第2項 医療外費用		1,294,398千円
第3項 特別損失		297,909千円
第4項 予備費		2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,453,650千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填し、なお不足する額は一時借入金で措置するものとする。)

	収	入
第1款 病院事業資本的収入		6,771,591千円
第1項 企業債		4,830,800千円
第2項 出資金		46,845千円
第4項 負担金		1,867,028千円
第6項 その他資本的収入		26,918千円
	支	出
第1款 病院事業資本的支出		8,225,241千円

第1項 建設改良費

4,931,215千円

第2項 企業債償還金

3,294,026千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
西村山地域新病院整備工事基本及び実施設計業務委託契約	令和8年度から 令和10年度まで	303,000千円
こころの医療センター総合医療情報システム更新等業務委託契約	令和8年度から 令和9年度まで	372,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中央病院改修事業	千円 233,100	借入先との協定による。 工事その他の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	借入先との協定による。	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に借り替えることができる。
河北病院改修事業	1,200			
県立病院医療機器等整備事業	613,900			
県立病院総合医療情報システム整備事業	3,982,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

24,293,014千円

(2) 交際費

910千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,633,453千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
-----	-----	-----

器 械 備 品	デジタルX線TVシステム (中央病院)	一	式
器 械 備 品	情報システム機器 (中央病院)	一	式
器 械 備 品	情報システム機器 (新庄病院)	一	式